

特別養護老人ホーム のどか

重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けております。(岡山県指定 第 3370302030号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

□目次□

1. 施設経営法人について
2. ご利用施設について
3. 居室の概要について
4. 職員の配置状況について
5. 施設サービスの概要について
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了)について
7. 残置物引取について
8. 個人情報の保護について
9. 苦情の受付について

1. 施設経営法人

- | | |
|----------|---------------|
| 1) 法人名 | 社会福祉法人 桜楽会 |
| 2) 法人所在地 | 岡山県津山市神戸262-2 |
| 3) 電話番号 | 0868-28-8511 |
| 4) 代表者氏名 | 理事長 森中 清富 |
| 5) 設立年月日 | 平成 25年 5月 27日 |

2. ご利用施設

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 ・ 平成 26年 6月 1日指定
岡山県 3370302030号 |
| 2) 施設の目的 | 介護保険法の理念に基づき、主に要介護状態にある高齢者に対して適切な施設介護サービスを提供することを目的とする。 |
| 3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム のどか |
| 4) 施設の所在地 | 岡山県津山市神戸262-2 |
| 5) 電話番号 | 0868-28-8511 |
| 6) 施設長(管理者)氏名 | 矢山 修一 |

7) 当施設の運営方針

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

8) 開設年月 平成 26年 6月 1日

9) 入居定員 60名 (1ユニット : 10名 ・ 6ユニット)

3. 居室の概要

1) 当施設では全室個室です。

4. 職員の配置状況

職 種

1) 施設長(管理者)	1名
2) 事務職員	1名以上
3) 生活相談員	1名以上
4) 介護支援専門員	1名以上
5) 介護職員	20名以上
6) 看護職員	3名以上
7) 医師(嘱託)	1名以上
8) 管理栄養士	1名以上

《 主な職種の勤務体制 》

職 種	勤 務 体 制
1) 施設長(管理者)	08:00 ~ 17:00
2) 事務職員	08:30 ~ 17:30 09:00 ~ 18:00
3) 生活相談員	08:00 ~ 17:00
4) 介護支援専門員	09:00 ~ 18:00
5) 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
早出1	07:00 ~ 16:00
早出2	07:30 ~ 16:30
日勤1	08:00 ~ 17:00
日勤2	09:00 ~ 18:00
遅出	10:00 ~ 19:00
夜勤	16:00 ~ 9:00
6) 看護職員	08:00 ~ 17:00
7) 管理栄養士	09:00 ~ 18:00

5. 施設サービスの概要

当施設では、入居に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- ・利用料金が介護保険から給付される場合。
- ・利用料金の全額を、入居者又は家族・後見人等に負担していただく場合があります。

1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書 第3条)

以下のサービスについては、居住費(1.に係る費用)食費(2.に係る費用)を除き通常9割～7割が介護保険から給付されます。(入居者の負担割合による)

《サービスの概要》

(1) 個室・ユニットの提供

(2) 食事

- ① 当施設では管理栄養士の管理する献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② 入居者の自立支援のため離床して、ユニット内の食卓で食事をとっていただくことを原則としています。

③ 食事時間

朝食	08:00	～	09:00
昼食	12:00	～	13:00
おやつ	15:00	～	
夕食	18:00	～	19:00

(3) 入浴

- ① 入浴又は清拭を週2回行います。
- ② 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(4) 排泄

排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

担当職員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

(6) 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

(7) その他の自立への支援

- ① 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ② 生活リズムを考え、毎朝、夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ③ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書 第4条)

以下のサービスで、入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴う必要な費用は、利用料金の全額が入居者の負担になります。

《サービスの概要》

(1) 特別な食事(お酒を含みます)

入居者の希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金:要した費用の実費(入居者の希望による外食費、等)

(2) 理髪・美容

1か月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)を利用していただけます。

(3) 貴重品の管理

入居者が希望すれば、貴重品管理サービスを利用していただけます。詳細は以下の通りです。利用の場合には、貴重品管理サービス等の契約を結びます。

① 管理する貴重品:健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証 等

② 保管管理者:施設長

③ 管理する金銭の形態:現金、等(但し、20,000円以内)

④ 金銭管理者:施設長

⑤ 出納方法:手続きの概要は以下のとおりです。

(ア) 現金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届け出書を保管管理者へ提出していただけます。

(イ) 保管管理者は上記届け出の内容に従い、現金の預け入れ及び引き出しを行います。

(ウ) 保管管理者は出入金記録を作成し、四半期ごとにその写しを利用者及び家族・後見人等へ交付します。

(エ) 保管料金につきましては、現在のところ無料サービスさせていただいております。

(4) 行事・レクリエーション等

入居者の希望により各種行事・レクリエーションに参加していただくことができます。

① 各種行事

② レクリエーション

③ 利用料金:必要によっては、材料代等の実費をいただきます。

(5) 複写物の交付

入居者又は家族・後見人等は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただけます。

・一枚につき(コピー代) 10円

(6) 日常生活上、必要となる諸経費

日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で、入居者の負担が適当と思われる費用については実費を負担していただけます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

(7) 健康管理費

インフルエンザ予防接種に係わる費用

3) 利用料金

① 入居に伴うサービス利用料金・加算内容・各種費用等につきましては別紙利用料金表①～③をご参照ください。

② 利用料金のお支払方法(契約書 第6条)

前記 1)・2)のサービス及び 3)別紙①～③の利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。①の支払い方法は翌々月10日までに、②③の支払い方法は翌月20日までに以下の方法でお支払ください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する入居料金は、入居日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| ① 口座引き落とし |
| ② 振込みの場合は下記口座へ入金
・ 中国銀行 津山支店 普通預金 2551175
社会福祉法人 桜楽会 理事長 森中 清富 |
| ③ 施設窓口での現金支払い |

4) 入居中の医療提供について

医療を必要とする場合には、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	一般財団法人 共愛会 芳野病院	電話番号
所在地	岡山県苫田郡鏡野町吉原 312	0868-54-0312
医療機関の名称	特定医療法人 和風会 中島病院	電話番号
所在地	岡山県津山市田町122	0868-22-8251
医療機関の名称	医療法人 晴頭会 大谷病院	電話番号
所在地	岡山県津山市田町 33	0868-22-9381
医療機関の名称	浦上歯科	電話番号
所在地	岡山県津山市田町5-1	0868-24-3993

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

1) 当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し入居者に退所していただくこととなります。(契約書 第15条)

- ① 要介護認定により、入居者の心身の状況が要介護1・2(特例入所の要件に該当しない場合)、自立、又は要支援と判断された場合。
- ② 事業者が解散した場合、又は破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 入居者、又は、家族後見人等から退所の申し出があった場合。
(詳細は以下をご参照ください)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦ 死亡した場合。

2) 入居者、又は家族・後見人等からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)
(契約書 第16条・第17条)

契約の有効期間であっても、入居者、又は家族・後見人から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届け出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入居者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により入居者の身体財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

3) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除) (契約書 第18条)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者及び家族・後見人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入居者及び家族・後見人等によるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上(最高6ヶ月)遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合。
- ③ 入居者及び家族・後見人等が、故意又は、重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の入居者等の、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入居者が連続して3ヶ月を超えて、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑤ 当施設の看護、介護の方針に、家族及び入居者が同意していただけない場合。

4) 入居者が病院等に入院された場合の対応について(契約書 第20条)

当施設の入居中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担していただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入居することができます。

また、入院中に入居者が居室の確保を希望されるような場合には、1日当たり標準居住費負担額(2,066円)をいただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することができません。

5) 円滑な退所のための援助(契約書 第19条)

入居者が当施設を退所する場合には、入居者及び家族・後見人等の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

① 適切な病院もしくは、診療所又は介護老人保健施設等の紹介

② 居宅介護支援事業者の紹介

③ その他、保険医療サービス又は、福祉サービス提供者の紹介

7. 残置物引取(契約書 第22条)

当施設は入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の残置物がある場合には入居者及び家族・後見人等にその旨連絡し、2週間以内に残置物を引き取っていただくものとします。

但し入居者及び家族・後見人等、特段の事情がある場合には別途相談させていただきます。

当施設は、特段に事情がある場合を除いて、入居者及び家族・後見人等が引取に必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取っていただけない場合は、入居者及び家族・後見人に引き渡します。

その引き渡しにかかる費用については、入居者及び家族・後見人等に負担して頂きます。

8. 個人情報の保護について(契約書 第9条)

事業者は別添、桜楽会策定の「個人情報保護の基本方針」並びに「個人情報保護の利用目的」に基づき、入居者及び家族・後見人等の情報について利用目的に沿って必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集します。

9. 苦情の受付について(契約書 第24条)

当施設における苦情や、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口(担当者)

職名: 生活相談員 氏名: 西岡 こずえ

② 受付時間 相談員出勤日 8:00~17:00

また、ご意見ボックスを玄関に設置しています。

*美作県民局

健康福祉部健康福祉課

〒708-0051

津山市椿高下114

TEL: 0868-23-1291

FAX: 0868-23-2346

* 岡山県国民健康保険団体連合会

〒700-8568

岡山市北区桑田町17番5号

TEL: 086-223-8811

FAX: 086-223-9109

* 岡山県運営適正化委員会

(岡山県社会福祉協議会内)

〒700-0807

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階

TEL/FAX 086-226-9400

津山市高齢介護課	津山市山北520	0868-32-2070
鏡野町総合福祉課	苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2986
真庭市役所高齢者支援課	真庭市久世2927番地2	0867-42-1074
奈義町こども・長寿課	勝田郡奈義町豊沢306-1	0868-36-6700
美作市福祉政策課	岡山県美作市北山390番地2	0868-75-3913
久米南町保健福祉課	久米郡久米南町下弓削502-1	086-728-4411
西粟倉村役場保健福祉課	英田郡西粟倉村大字影石33番地1	0868-79-2233
勝央町健康福祉課	勝田郡勝央町勝間田201	0868-38-7102

10. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施年月日	令和3年3月8日
評価機関名	株式会社 One More Smile
評価結果の開示状況	WAM NET

同意書

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け
施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入居者
住所

氏名 ⑩

家族・後見人 等
住所

氏名 ⑩

入居者との関係 ()

施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の
説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム のどか

説明者

職名:

氏名 ⑩

《重要事項説明書付属文書》

1. 施設の概要

- ① 建物の構造 : 鉄骨造4階建て(塔屋付)
- ② 建物の延べ床面積 : 3, 111.50㎡

2. 職員の配置状況

《配置職員の職種》

- 介護職員 : 入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員 : 入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員 : 主に入居者の健康管理や、療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 介護支援専門員 : 入居者に係わる施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- 医師 : 入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 管理栄養士 : 入居者の健康状態に応じた食事の調整・管理を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容や、サービス提供方針については、入居後に作成する施設サービス計画(ケアプラン)に定めます。

施設サービス計画(ケアプラン)の作成及び、その変更は次の通り行います。

(契約書 第2条)

- ① 当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は、施設サービス計画の原案について、入居者及び家族・後見人等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくは入居者及び家族・後見人等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及び家族・後見人等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、入居者及び家族・後見人等に書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務(契約書 第8条 第9条 第10条)

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態の必要な事項について、医師又は看護職員と連携の上入居者から聴取、確認の上でサービスを実施します。
- ③ 受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに入居者及び家族・後見人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 入居者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、手続きを行ないます。。
- ⑥ 事業者、サービス事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者及び家族・後見人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ入居者及び家族・後見人等の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあつて、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

入居にあたり、施設が許可した物以外は、原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 9:00 ～ 17:00

但し、感染状況等により面会内容の制限をさせていただきます。

来訪者は、必ず玄関の面会カードの記入をお願いします。

(3) 外出・外泊(契約書 第23条)

外出、外泊される場合には、事前にお申し出ください。

但し、外泊については1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。(入院を除く)

(別紙①～③利用料金表を参照してください。)

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書 第11条)

- ① 居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、入居者の自己負担により現状に復していただくか又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ③ 入居者に対するサービスの実施及び、安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入居者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応について

当施設は、入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 損害賠償について(契約書 第12条 第13条)

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。

但し、その損害の発生について入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項について

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①虐待防止対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知
- ②虐待防止の指針の整備(指針は閲覧可能)
- ③従業員に対する定期的な研修の実施(年2回以上)
- ④虐待防止に関する措置の担当の配置(担当者:管理者)
- ⑤その他虐待防止のための必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを津山市に通報いたします。

9. 業務継続計画の策定について

(1)感染症予防及び感染症の発生時の対応(衛生管理を含む)

- ①事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ②事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ③事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

- ④事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ⑤厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

- ①事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害に関する取組みを行います
- ②防災の対応:消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ③防災設備 :防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ④防災訓練 :消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ⑤事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

特別養護老人ホーム のどか 利用料金表

(1) サービス利用料金(1日あたり) (契約書 第3条・第4条)

入居者の要介護度に応じた、サービス入居料金から介護保険給付費を除いた以下表の

(1)-①自己負担額、(5)-②居住費、(5)-③食費に係わる費用の合計額をお支払ください。また必要に応じて(2)～(4)の各種加算額がかかります。

(サービスの利用料金は、入居者の要介護度と年金等、収入額に応じて異なります。)

① 自己負担額 (1ヶ月 30日で計算)

【介護負担 1割負担の方】

要介護度	1	1日	670円	20,100円
要介護度	2	1日	740円	22,200円
要介護度	3	1日	815円	24,450円
要介護度	4	1日	886円	26,580円
要介護度	5	1日	955円	28,650円

【介護負担 2割負担の方】

要介護度	1	1日	1,340円	40,200円
要介護度	2	1日	1,480円	44,400円
要介護度	3	1日	1,630円	48,900円
要介護度	4	1日	1,772円	53,160円
要介護度	5	1日	1,910円	57,300円

【介護負担 3割負担の方】

要介護度	1	1日	2,010円	60,300円
要介護度	2	1日	2,220円	66,600円
要介護度	3	1日	2,445円	73,350円
要介護度	4	1日	2,658円	79,740円
要介護度	5	1日	2,865円	85,950円

(2) 外泊加算

外泊(入院含む)をされた方は上記の自己負担額はかかりませんが、外泊の翌日から6日間に、1割負担の方は1日246円、2割負担の方は1日492円、3割負担の方は738円の負担がかかります。(複数の月にまたがる場合は最大12日間)

(3) 初期加算

新規に入居された方には、入居日から30日間に1割負担の方は1日30円が、2割負担の方は1日60円が、3割負担の方には1日90円が上記負担額に加算されます。また、30日を超える入院をされた方にも退院日から30日間は同様に加算されます。

(4) 以下の加算については、入居者の状態等に応じて必要となる場合があります。

加算の種類	1割の方	2割の方	3割の方
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	22 円/日	33 円/日
看護体制加算 I	4 円/日	8 円/日	12 円/日
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	240 円/日	360 円/日
夜勤職員配置加算	18 円/日	36 円/日	54 円/日
日常生活継続支援加算 II	46 円/日	92 円/日	138 円/日
科学的介護推進体制加算 II	50 円/月	100 円/月	150 円/月
褥瘡マネジメント加算 I	3 円/月	6 円/月	9 円/月
褥瘡マネジメント加算 II	13 円/月	26 円/月	39 円/月
安全対策体制加算	20 円/月	40 円/月	60 円/月
口腔衛生管理加算 II	110 円/月	220 円/月	330 円/月
排せつ支援加算 I	10 円/月	20 円/月	30 円/月
排せつ支援加算 II	15 円/月	30 円/月	45 円/月
排せつ支援加算 III	20 円/月	40 円/月	60 円/月
自立支援促進加算	280 円/月	560 円/月	840 円/月
療養食加算	6 円/回	12 円/回	18 円/回
協力医療機関連携加算	100 円/月	200 円/月	300 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 円/月	20 円/月	30 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 円/月	10 円/月	15 円/月
新興感染症等施設療養費	240 円/日	480 円/日	720 円/日
認知症チームケア推進加算 I	150 円/月	300 円/月	450 円/月
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	140 円/回	210 円/回
介護職員処遇改善加算 I	各々のサービス費に 1,000分の140を乗じて算定		

※安全対策体制加算 については、入所時1回のみ加算されます。

看取り介護体制加算	必要に応じて別途ご説明の上 同意をいただきます
-----------	----------------------------

退所時等相談援助加算

加算の種類	1割の方	2割の方	3割の方
退所前後訪問相談援助加算	460 円	920 円	1,380 円
退所時相談援助加算	400 円	800 円	1,200 円
退所前連携加算	500 円	1,000 円	1,500 円
在宅、入居相互利用加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日

(5) 費用等

① 入居者負担段階については、下記の表により該当する区分によって決定されます。

第1段階	① 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ② 生活保護受給者
第2段階	③ 世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方
第4段階	上記以外の方

(注) 介護保険給付の負担額の合計額が一定の額(入居者負担 第1・2段階は15,000円/月、第3段階は24,600円/月、第4段階は44,000円/月)を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

② 居住費(保険対象外・1ヶ月 30日で計算)

第1段階	1日 880円	26,400円
第2段階	1日 880円	26,400円
第3段階①	1日 1,370円	41,100円
第3段階②	1日 1,370円	41,100円
第4段階	1日 2,066円	61,980円

(注) 外泊(入院)をされた方は、その期間中も引き続き居住費負担がかかります。但し、第1段階～第3段階の方で上記料金を適用されるのは6日間を限度とします。そのため、外泊7日目からは第4段階の1日 2,066円 がかかります。

③ 食費(保険対象外・1ヶ月 30日で計算)

第1段階	1日 300円	9,000円
第2段階	1日 390円	11,700円
第3段階①	1日 650円	19,500円
第3段階②	1日 1,360円	40,800円
第4段階	1日 1,445円	43,350円

(注) 外泊(入院)をされた方は、翌日から負担はありません。

④ 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

⑤ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。

⑥ 契約書、第21条に定める所定の料金

入居者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡されるまでの期間に係わる1日あたりの料金。

自立・要支援	要介護1	要介護2
9,971 円	9,971 円	10,651円

要介護3	要介護4	要介護5
11,381 円	12,071 円	12,741 円

- * 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。この場合、原則として事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。